

令和 2 年度

大分県産加工食品海外販路開拓支援事業

【 公 募 要 領 】

県内企業の海外における県産加工食品の販路開拓を促進し、県経済の活性化を図るため、海外で開催される見本市・展示会・商談会（以下「海外見本市等」という。）への出展等の県産加工食品海外販路開拓へ向けた取組を広く公募し、その取組に必要な費用の一部を補助します。

〔受付期間〕

令和 2 年 4 月 1 日（水）～令和 3 年 1 月 2 9 日（金）

※予算額に達した時点で終了となります。

〔提出先・問合せ先〕

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

貿易・物産・フラッグショップ班

〒 8 7 0 - 8 5 0 1 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

TEL : 0 9 7 - 5 0 6 - 3 2 8 8

FAX : 0 9 7 - 5 0 6 - 1 7 5 4

E-mail : a14300@pref.oita.lg.jp

1 趣 旨

県内企業の海外における県産加工食品の販路開拓を促進し、県経済の活性化に寄与するため、海外見本市等への出展等の県産加工食品海外販路開拓へ向けた取組を支援します。

2 募集事業等

大分県又は国（独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）等の関係機関を含む）が主催または出展している海外見本市等への出展等の県産加工食品の海外販路開拓・拡大が期待でき、令和 3 年 3 月 3 1 日までに事業が完了する取組を、次のとおり募集します。

3 応募について

- (1) 応募期間 令和2年4月1日(水)～令和3年1月29日(金)
※予算額に達した時点で終了となります。
- (2) 受付方法 別添の「令和2年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画認定申請書等」を**正本1部**、**持参または郵送**で提出してください。
- (3) 提出先・問合せ先
大分県商工労働部商業・サービス業振興課（大分県庁本館7階）
TEL 097-506-3288 FAX 097-506-1754
- (4) 注意事項 認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。
応募いただいた書類は返却しません。
●採択された取組については、貿易相談等の個別支援を実施している支援機関（ジェトロ大分、（一社）大分県貿易協会）と情報共有します。

4 補助等の詳細

- (1) 事業の内容
対象となる事業は、次の①～③のいずれかに該当するものとします。
①大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が出展する海外見本市・展示会への出展
②大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が主催又は共催する海外商談会への出展
③その他知事が認める海外販路開拓へ向けた取組
- (2) 事業実施主体
この事業において事業実施主体は、次の①～③の全てに該当する者とします。ただし、③については、補助金交付申請までに条件を満たせば、これに該当するものとする。
①大分県内に主たる事業拠点を有する中小企業者又は個人事業主
②大分県産加工食品の製造又は販売を主たる事業として営む者
③「新輸出大国コンソーシアム（ジェトロ）」の登録者又は「（一社）大分県貿易協会」の会員

<貿易振興等に係る支援機関の詳細>

団体名	新輸出大国コンソーシアム（ジェトロ）	（一社）大分県貿易協会
団体概要	ジェトロが運営する、商工会議所、地方自治体、ジェトロなどの支援機関を幅広く集結し、海外展開を図る中小企業等に対して、総合的な支援を行う枠組みのこと。	大分県下の貿易に関係する事業者及び個人並びに関係行政機関で構成される幹旋などの活動をしている一般社団法人。
事業内容（支援内容等）	コンソーシアム参加機関による海外展開支援 海外ビジネスに精通した専門家による支援 等	海外視察団の派遣 貿易講座、セミナー等の開催 貿易相談 等
所在地（問い合わせ先）	大分市東春日町 17-19 大分ソシアプラザ 4階（ジェトロ大分） TEL:097-513-1868 FAX:097-513-1881	大分市大字大在 6 番地 大分国際貿易センタービル4階 TEL : 097-592-5932 FAX : 097-593-3338
ホームページ	https://www.jetro.go.jp/consortium/	http://www.oita-fta.jp/
年会費	無料（※ジェトロの会員となる場合、年会費が必要）	一口 20,000 円（法人）（※入会時には別途入会金 2,000 円が必要）

※新輸出大国コンソーシアムについては、コンソーシアムへの登録が要件であり、ジェトロ会員への加入は任意です。

<中小企業者の定義>

業 種	従業員規模 ・ 資本金規模
製造業・その他の業種	300人 以下 又は 3億円 以下
卸売業	100人 以下 又は 1億円 以下
小売業	50人 以下 又は 5,000万円 以下
サービス業	100人 以下 又は 5,000万円 以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人 以下 又は 3億円 以下
旅館業	200人 以下 又は 5,000万円 以下

<大分県産加工食品の定義>

大分県内で加工、製造された加工食品（酒類、飲料、調味料、乾麺、菓子類など）

<ジェトロ等の関係機関の定義>

以下①～③のいずれかに該当するもの

①独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般財団法人

③国が事務局として運営する機関・団体

(3) 補助金額

- 補助率 1 / 2 以内
- 補助上限額 300千円以内

(4) 補助対象経費

採択取組の実施にかかる次の経費が補助対象となります。

経費区分	補助対象経費の内容
旅費	海外見本市等へ出展するために必要な交通費、宿泊費等
使用料及び賃借料	海外見本市等の出展料（小間料）、海外見本市等出展に要する備品借上料等
役務費	通訳費、翻訳費、商品の梱包・輸送等の通信運搬費、展示装飾費、保険料、広告宣伝費等
需用費	事務用品、資料代、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、海外見本市等出展時に使用した光熱水費、看板・横断幕等の製作経費、消耗品費等 ※消耗品とは単体で取得価格（税込）が2万円未満のもの

<注意事項>

- ①補助対象経費は、令和2年度に開催される海外見本市等への出展に必要とされるものに限ります。
- ②交付決定前に支出した経費は補助対象外となります。
- ③補助対象経費は、消費税及び地方消費税、海外付加価値税等を除いた額とします。
- ④補助金交付額は、千円未満切捨てとします。
- ⑤同一見本市に対し、他の補助金との重複交付はできません。また、大分県が出展する海外見本市・展示会について、県が経費の一部を支援したもの（出展料、通訳費等）については、

補助対象外となります。

5 選定方法等

(1) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、補助事業者としての適格性のほか、以下審査基準に適合しているかを審査し、予算の範囲内で補助事業を決定します。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

(2) 審査基準

次の項目を総合的に評価します。

- ①新規性
- ②実現性
- ③継続性・発展性
- ④働き方改革への取組

(3) 通知・公表

審査結果については審査が完了次第、随時、申請者あて通知します。

6 採択された場合の留意点

(1)採択された応募者（以下「事業者」といいます。）には、採択通知書を送付しますので、大分県加工食品海外販路開拓支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定められた期日までに提出してください。また、併せて、「新輸出大国コンソーシアム」の登録者または「（一社）大分県貿易協会」の会員であることを確認するため、会員証等の写しを提出ください。

(2)県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。（※この決定日以降でないと補助事業には着手できません。）

(3)事業者は、補助事業完了後、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。

(4)令和3年3月31日までに事業が実施できないときは、補助金を返還していただくことがあります。

(5)補助金は、原則として補助金の額の確定後にお支払いします。

(6)補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。

様式第 1 号（第 5 関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画認定申請書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名

印

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画について、認定されるよう大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施要領第 5 の規定により申請します。

添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 誓約書（様式第 4 号）

事業実施計画書

1. 事業者の概要

事業者名			
住 所			
代 表 者			
業 種		主な製品	
従業員数		資本金又は出資金	
連 絡 先	住 所		
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
海外ビジネスの状況 (輸出先国、輸出商品など)			
過去に出展した海外見本市等 (国、名称、年度など)			

2. 事業内容

①海外見本市等の概要	
名 称	
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
開催場所	国名： 都市名：
派遣予定人数	人
②出展商品の概要	
商品名	商品の特徴、強みなど

③事業の背景・目的
④期待される効果
⑤出展対象国での今後の事業計画
⑥働き方改革への取組
※「おおいたワーク・ライフバランス推進優良企業表彰」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「しごと子育てサポート企業認定」など、働き方改革に寄与する取組を実施している場合、その内容を記入ください

3. 事業費

総事業費	補助対象経費	負担区分		備考
		県費補助金	その他	
円	円	円	円	

4. 事業完了予定年月日 年 月 日

5. 添付書類

- ①事業者の概要がわかる資料（パンフレットやHPの写し等）
- ②出展する商品の概要がわかる資料（商談シートやパンフレット等）
- ③定款の写し（法人の場合のみ）
- ④出展する海外見本市等の概要がわかる資料
- ⑤直近1年の決算書の写し（個人事業主の場合は「確定申告書の全部写し」）
- ⑥見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し

様式第3号（第5関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
計		

2 支 出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
計		

様式第4号（第5関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊟

生年月日 _____ 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第6号（第5関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業交付決定前着手届

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名



年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施要領第5の3に定められた事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業実施主体	
海外見本市等の名称	
開催期間	
事業費	
事業開始予定年月日	
事業完了年月日	
理由	